



生ごみの3きり運動

生ごみの3きり運動とは、『食材の使いきり』『料理の食べきり』『生ごみの水きり』の3つの“きり”をすることで、生ごみの減量に取り組む運動です。
大崎広域圏では「家庭からCO₂削減」を合言葉に生ごみの3きり運動の啓発活動を行っています。

使いきり



食材は計画的に買い物をし、残さないようにしよう！

- ✓ 買い物前に冷蔵庫の中身を確認
- ✓ 必要な時に必要な分だけ買う
- ✓ 消費期限・賞味期限の近いものから使う

食べきり



残さず食べて生ごみを減らそう！

- ✓ 食べきれぬ量だけ調理
- ✓ 外食時は食べきれぬ量だけ注文
- ✓ 残ったものは上手に保存

水きり



生ごみは水分を切ってごみに出そう！

- ✓ 野菜は先に皮やヘタを取ってから本体を洗う
- ✓ すぐにごみ袋に入れないで水切りネットを使う
- ✓ 捨てる時は最後に絞ってからごみ袋へ

大崎広域圏の燃やせるごみの約30%は生ごみです！ 

水きりによって1年間でごみ収集車400台分（約1,000トン）のごみを削減することができます！

※大崎広域圏で1年間に集積所に出される燃やせるごみの量は約42,000トン※令和5年度実績



Reuse (リユース)・・・繰り返し使う

大崎広域再生工房

大崎広域再生工房は、資源の有効活用とごみ減量化のため、当組合のごみ処理施設に搬入された棚や椅子などの中から、再生利用できるものを選別し、簡単な再生作業を行い無償で提供する事業です。現在は年3回の開催を目標に実施しています。



ごみ処理施設に持ち込まれた方々に再利用できそうなものがあれば、承諾を得て受け取ります。その後簡単な清掃作業を行い、再生品となります。



リサイクルセンター管理棟内に再生品を展示しております。展示期間中は自由にご覧いただけます。(土日祝を除く、9時～16時)



公開抽選としており、抽選後より当選された方に引き渡しを行います。

過去の再生品の一例



申込条件

- ◆ 大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町にお住まいの方。
(18歳未満の方は保護者同伴。)
- ◆ 1世帯1点までとし、申込回数は1度の申込期間中に1回とします。
- ◆ 詳細については、広報またはウェブサイトをご覧ください。



詳細については
こちらに掲載されます！

Recycle（リサイクル）・・・ごみの再資源化



ダ 資源出ストポイント事業

資源出ストポイント事業は、環境に優しい行動をした住民の方々に当組合独自のポイントを発行する事業です。貯まったポイントは大崎広域圏で使えるプラスチック専用袋と交換することができます。詳細については、広報またはウェブサイトをご覧ください。



①リサイクルセンター管理棟に、資源ごみを持ち込む



③10ポイント溜まったらプラスチック専用袋1袋と交換



②重さや量に関わらず、1日1回1ポイントを受付で付与

対象品目



スマートフォン



パソコン



携帯電話



アルミ缶・スチール缶



ペットボトル

専用アプリのダウンロードはこちらから！



iOS



Android



または

資源出ストポイント

検索

令和6年4月よりごみの分別方法が一部変わりました



プラスチックの分別について

令和6年4月1日から マークのあるプラスチック製容器包装に加えて、 マークのないプラスチック製品も資源物として収集し、リサイクルを行っております。 ※なお、分別区分の名称も「プラスチック製容器包装」から「プラスチック」に変わりました。

出すときのポイント

- ①現在収集しているプラスチック製容器包装とプラスチック製品をまとめてプラスチック専用袋に入れて、集積所に出してください。
- ②汚れているものは、洗って乾かしてから出してください。

プラスチック製容器包装



プラスチック製品



「プラスチック専用袋」
に入れて集積所に出す

収集できるもの

- ・プラスチック100%のもの
- ・一辺の長さが50cm未満のもの
- ・汚れていないもの

以下のごみは入れないようにお願いします！！



金属を含んだもの



ゴム・シリコン製品



刃物類



汚れているもの



小型家電・
発火の危険性があるもの

注意：プラスチック以外の素材が使用されている製品、汚れている製品は出せません！

令和6年4月よりごみの分別方法が一部変わりました



有害ごみを分別して収集しています

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、各種法律が改正・施行されました。その中で新たに処理基準が追加され、水銀使用製品の適切な処理を行うこととされています。

このことから、集積所や収集現場における水銀を使用した製品の破損と水銀飛散を防止することを目的とした分別収集を行っています。また、収集現場及び中間処理施設における火災・爆発事故防止を目的に、スプレー缶の分別収集もあわせて行っています。

水銀使用製品(蛍光管・体温計など)

※出し方のルール※

- ・出来る限り購入時の箱に入れる
- ・割れた蛍光管は燃やせないごみへ



スプレー缶・カセットガスボンベ

※出し方のルール※

- ・中身を全て使いきる
- ・穴を開ける



有害ごみは
青色の「有害ごみ」専用ボックスへ!



▲有害ごみ専用ボックス